

令和2年度第1回岐阜県事業評価監視委員会

次第

日 時 令和2年7月15日(水)
14:00～15:00
場 所 岐阜県水産会館 中会議室

1 開 会

2 委員長の選出

3 副委員長の指名

4 議事要旨署名委員の指名

5 議 事

(1) 令和2年度再評価審議箇所について

資料1

(2) 令和2年度事後評価審議箇所について

資料2

(3) 令和2年度社会資本総合整備計画評価審議箇所について

資料3

(4) 現地調査について

資料4

(5) 令和2年度事業評価監視委員会の開催計画について

資料5

6 その他

(1) 委員会の運営に関する意見について

資料6

7 審議結果の取りまとめ

8 閉 会

令和2年度第1回岐阜県事業評価監視委員会 委員名簿

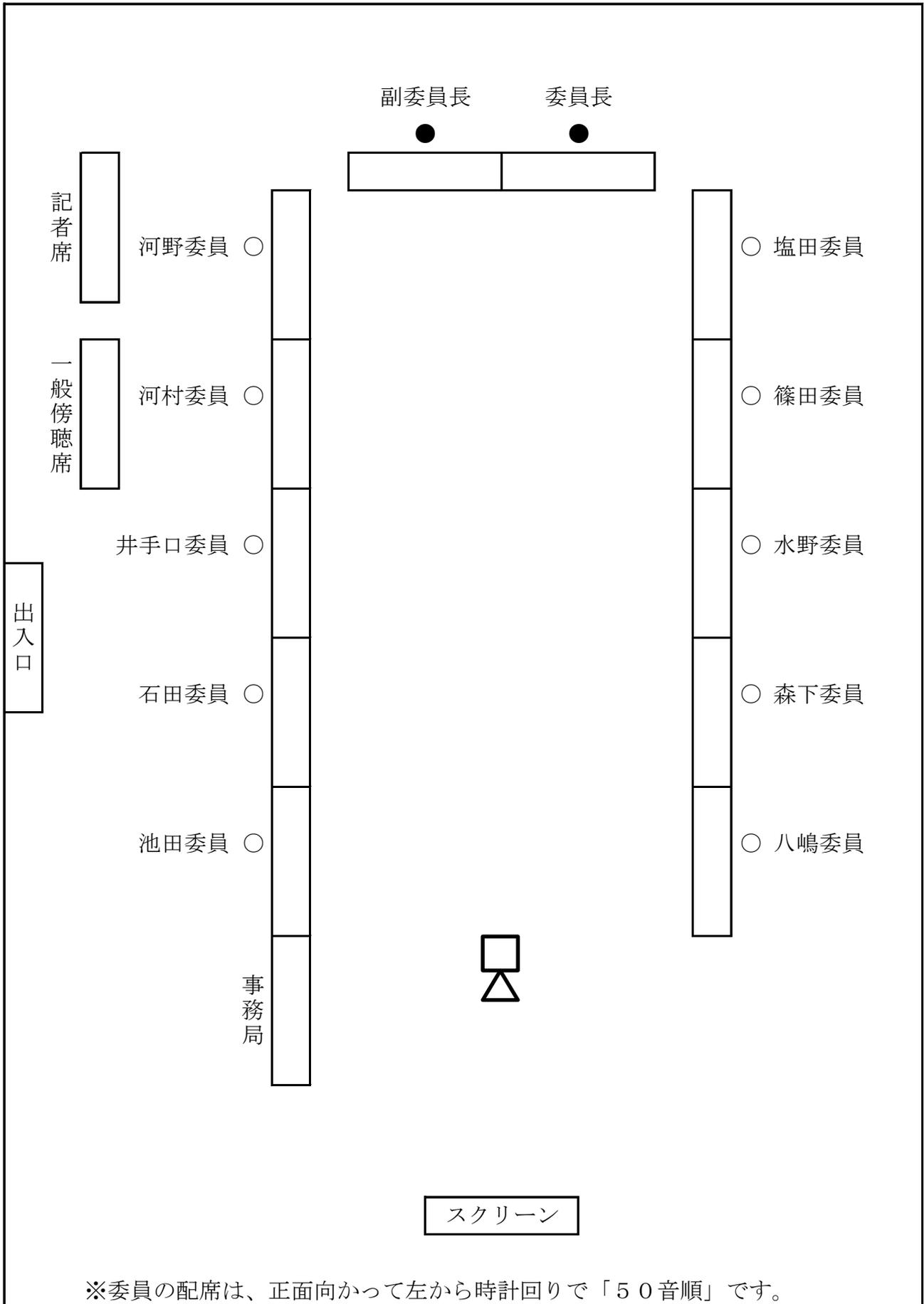
いけ だ のり こ 池 田 紀 子	岐阜県弁護士会 弁護士
いし だ いつ ひで 石 田 五 秀	郡上森林組合 代表理事組合長
いでぐち てつ ろう 井出口 哲 朗	岐阜商工会議所 副会頭
かわ むら ま き こ 河 村 真喜子	岐阜県商工会女性部連合会 副会長
こう の み さ こ 河 野 美佐子	一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会 副会長
しお た よし こ 塩 田 佳 子	公募 NPO法人 WOOD AC 理事
しの だ せい ろう 篠 田 成 郎	国立大学法人 岐阜大学 教授 工学部
みず の よし のり 水 野 剛 規	独立行政法人 国立高等専門学校機構 岐阜工業高等専門学校 准教授 環境都市工学科
もり した ち よ み 森 下 智代巳	公募 会社員
や しま あつし 八 嶋 厚	国立大学法人 岐阜大学 教授 工学部

【本日欠席の委員】

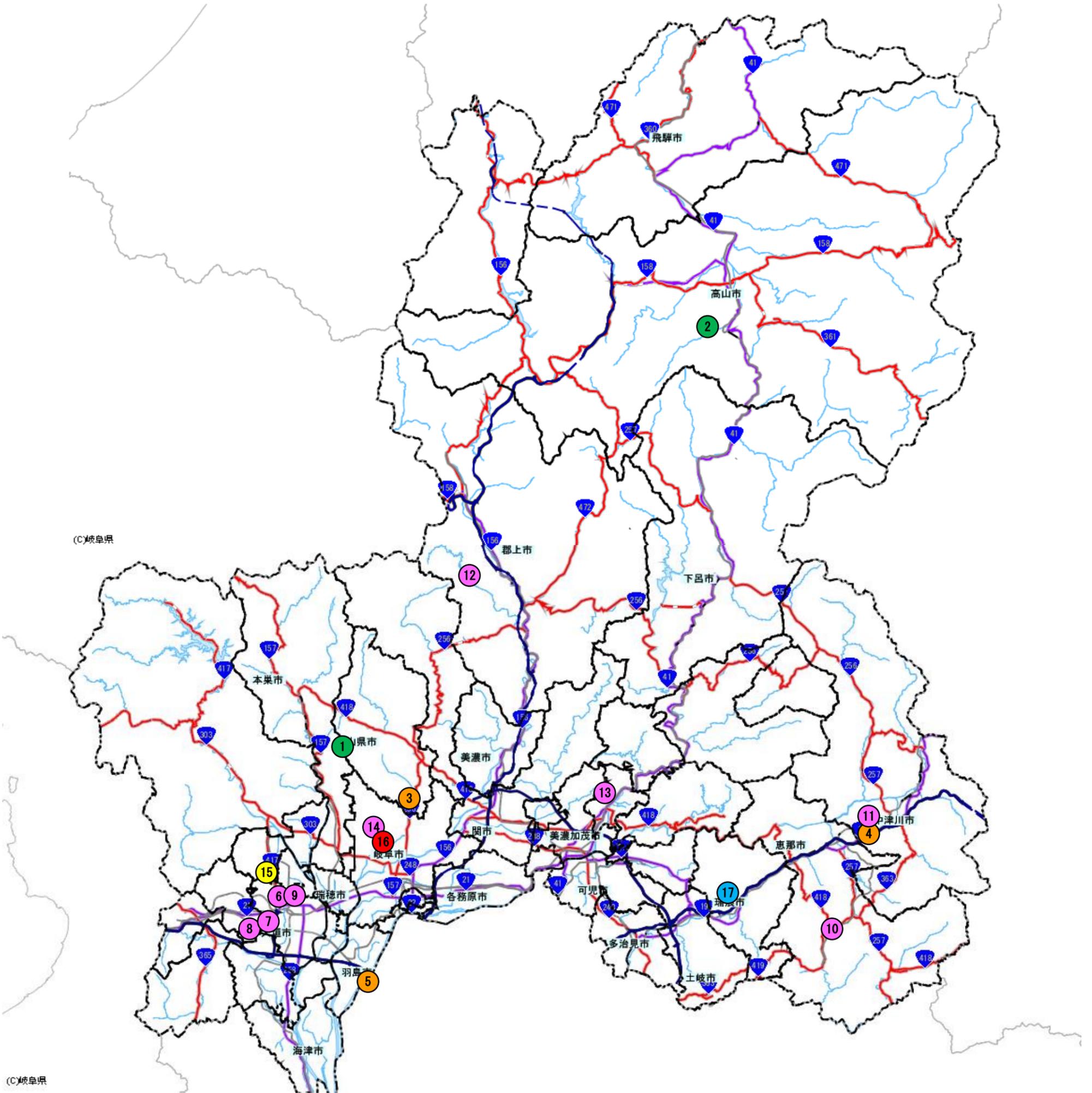
まつ なが まさ と 松 永 政 人	岐阜県農業協同組合中央会 専務理事
みず たに ゆ か 水 谷 有 香	公募 会社員
みつ い さかえ 三 井 栄	国立大学法人 岐阜大学 教授 地域科学部

(敬称略・五十音順 計13名)

令和2年度第1回岐阜県事業評価監視委員会 配席図



令和2年度 再評価実施箇所 位置図



番号	区分	箇所名
1	林道	伊自良～根尾
2	林道	宮・高山
3	道路	(国) 256号 高富バイパス
4	道路	(国) 257号 中津川工区
5	道路	(一) 羽島稲沢線 下中町工区
6	河川	一級河川 杭瀬川
7	河川	一級河川 相川
8	河川	一級河川 泥川
9	河川	一級河川 水門川

番号	区分	箇所名
10	河川	一級河川 小里川
11	河川	一級河川 千旦林川
12	河川	一級河川 亀尾島川 内ヶ谷ダム
13	河川	一級河川 水無瀬川 水無瀬生活貯水池
14	河川	準用河川 村山川
15	砂防	金地谷
16	街路	(都) 長良系貫線 正木工区
17	水道	東部広域水道事務所内管路 (東濃・可茂地域)

市町村長等からの審議依頼書（写し）

○岐阜市 総合流域防災事業
 【準用河川 村山川】

【抜粋】岐阜県事業評価監視委員会運営要領

第6 市町村事業等に関する事項

1 市町村事業等の審議依頼

市町村等が事業主体である事業の評価については、別記様式1により、当該市町村長等が知事へ依頼することにより、委員会の審議対象事業とするものとする。

審議対象となる市町村事業等について、当該市町村長等は、事前に県の事業担当課と十分な連絡調整を図るものとする。

2 県事業担当課との連携調整

当該市町村事業等を指導・監督する県の事業担当課は、当該市町村事業等の対応方針案の作成のための資料作成、委員会説明、現地調査等について、十分な連携調整並びに助言を行うものとする。

3 対応方針の決定

当該市町村長等は、委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重して対応方針を決定し、その結果を別記様式2により、速やかに知事へ報告するものとする。

(別記様式1)

岐阜市基河第161号

令和元年12月25日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 柴橋 正直



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

当市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）運営要領第6の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 総合流域防災事業（社会資本整備総合交付金）
- ・河川・路線名等 準用河川 村山川
- ・工区名 岐阜市大学北1丁目ほか4
- ・再評価の要件 整備計画策定後5年を経過し事業継続中のもの

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

岐阜市では、河川事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価を必要とする他の同種の事業もなく、委員会の設置ができないため

3 県の事業担当課名

県土整備部 河川課

令和2年度 事後評価箇所選定表

番号	担当課名	全体事業費 (百万円)	事業名	路線名 (地区名)	施工場所	選定理由
1	農地整備課	914	県営湛水防除事業	柳瀬地区 <small>やなせちく</small>	大垣市	事後評価対象箇所の中で最も事業費が大きいため。
2	道路建設課	4,900	道路改築事業	(国) 417号 <small>よこやま 鶴見バイパス</small>	揖斐郡揖斐川町	事後評価対象箇所は当該事業箇所のみであるため。

令和2年度 社会資本総合整備計画評価実施箇所一覧表

番号	担当課名	整備計画の名称	評価の種類 (中間評価・事後評価)	計画期間
1	道路建設課	人・モノの交流拡大につながる活力ある岐阜県づくり	事後評価	H26～H30
2	道路維持課	県民が安全・安心に暮らせる道路環境の整備	事後評価	H26～H30
3	道路維持課	通学路の合同点検結果等に基づく対策必要箇所の重点整備（防災・安全）	事後評価	H26～H30
4	河川課	「新五流域総合治水対策プラン」に基づいた総合的な治水対策の推進（防災・安全）	事後評価	H27～H31
5	河川課	「新五流域総合治水対策プラン」に基づいた総合的な治水対策の推進（防災・安全）緊急対策	事後評価	H27～H31
6	砂防課	安心して暮らせるさと岐阜県づくり「要配慮者利用施設等を守る土砂災害対策」の推進（重点）（防災・安全）	事後評価	H27～H31
7	砂防課	安心して暮らせるさと岐阜県づくり「県民の命を守る総合的な土砂災害対策」の推進（防災・安全）	事後評価	H27～H31
8	砂防課	土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進	事後評価	H27～H31

令和 2 年度 現地調査について

1 背景

公共事業の現状についてより認識を深めていただくため、例年、再評価箇所の現地調査を実施していますが、現地調査におけるバス移動等において、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる 3 つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃うことが危惧されます。

2 対応（案）

- ・本年度の現地調査は中止とする。
- ・本年度の再評価実施箇所の全てについて、審議資料に現地状況がわかる写真を追加し、現地状況の説明を行う。

令和2年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画（案）

回	開催日時	開催場所	議事内容
第1回	7月15日（水） 午後	岐阜県水産会館 中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○再評価審議箇所について ○事後評価審議箇所について ○社会資本総合整備計画評価審議箇所について ○現地調査について ○委員会の開催計画について
第2回	8月19日（水） 午後	岐阜県水産会館 中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○再評価の審議 <ul style="list-style-type: none"> ・道路事業（道路建設課 2件） ・河川事業（3件） ・砂防事業（1件） ○社会資本総合整備計画評価の審議 <ul style="list-style-type: none"> ・道路事業（道路建設課 1件）
第3回	9月16日（水） 午後	岐阜県水産会館 中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○再評価の審議 <ul style="list-style-type: none"> ・林道事業（2件） ・河川事業（4件） ・水道事業（1件）
第4回	11月18日（水） 午後	岐阜県水産会館 中会議室	<ul style="list-style-type: none"> ○再評価の審議 <ul style="list-style-type: none"> ・道路事業（道路建設課 1件） ・河川事業（2件） ・街路事業（1件） ○社会資本総合整備計画評価の審議 <ul style="list-style-type: none"> ・砂防事業（3件）
第5回	1月下旬 ～2月上旬頃	後日決定	<ul style="list-style-type: none"> ○事後評価の審議 <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業（1件） ・道路事業（道路建設課 1件） ○社会資本総合整備計画評価の審議 <ul style="list-style-type: none"> ・道路事業（道路維持課 2件） ・河川事業（2件）

委員会の運営に関する委員からの意見(令和元年度)及び今後の対応(案)

区分	意見(概要)	今後の対応(案)
(1) 委員会の審議資料	① ・アンケート調査は住民等にわかりやすいものとし、調査により事業に対する理解を求めるような工夫をする。 ・アンケート調査においては、回答者の属性によるクロス集計等により結果を詳細に分析する。 ・資料に使用する言葉は、県民がわかりやすいものとする。	アンケート調査は、県民がわかりやすく、事業の理解を深められるような工夫をすると共に、クロス集計等により結果を詳細に分析するよう努める。また、審議資料に使用する言葉は県民がわかりやすいものとする。
	② ・費用対便益算出の資料の送付は不要。希望者のみ送付すれば良いのでは。 ・費用対効果分析資料は説明資料の補足および根拠資料として重要であるが、もう少し書類を簡潔(枚数削減)等はできないか。	委員会開催通知の際に、各委員に費用対効果分析詳細資料の配布希望の有無を確認し、希望者のみ個別に配布する。ただし、委員会当日に全委員が資料を確認できる体制を整えておく。また、資料の配布においてもできる限り枚数を削減する。
	③ ・林道や河川など、広範囲、長期間にわたる事業の一部分の評価は対象として扱いにくい。	全体計画が広範囲、長期間にわたる事業については、全体計画の事業の一部分であることをふまえて事業の必要性が説明できる資料とする。
(2) 委員会における説明方法	④ ・費用対効果分析の算出条件が前回評価と大きく変わる場合は、前提条件を説明する。 ・前回評価から便益が上がった場合、その理由を説明すべきだが、回答になっていないケースがほとんどである。例えば「例年よりも物価が上がったため家屋価値が変わり被害額が大きく算出される傾向がみられるため、その際の便益価値が上昇した。」といった回答をすべき。	費用対効果分析結果が前回評価と大きく変わる場合、算出の前提条件や理由を詳細に説明する。
	⑤ ・事業の性質上仕方ないのかもしれないが、コスト削減の取り組みがワンパターンになりがちなので、もう少し工夫した方がよいのでは。 ・コスト削減の取り組みについて、残土の再利用がよく挙げられているが、もはや当然と評価されるべき事項ではないか。	コスト削減や代替案の可能性を検討した結果、特筆事項がない場合、「現時点ではコスト削減等の可能性はなく、現計画が最適である」という結果となっても問題はなく、「建設発生土の切土から盛土への流用」など、近年当然取り組むべき内容を安易にコスト削減の取り組みに挙げることがないようにする。
(3) 第2回委員会(現地調査)の実施方法	⑥ ・現地調査は増やした方がよい。(実際に利用したり見たりすると審議が解りやすい。) ・現地を見ることのできる貴重な機会なので、可能な限り(移動時間によるが、)種類の異なる事業を多数見たい。	委員の要望に応じて、現地調査の日数を増やすことについて今後検討する。